

「お金の寺子屋」確認テスト②

＜正誤問題＞

- ① 【 】 公的介護保険の被保険者は、40歳以上65歳未満の第1号被保険者と、65歳以上の第2号被保険者に区分される。
- ② 【 】 労災保険の被保険者には、パートタイマーや日雇い労働者は含まれない。
- ③ 【 】 自己都合退職した人に支給される雇用保険の基本手当の支給日数は、90日以上150日以内である。
- ④ 【 】 会社員や公務員は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者ではない。
- ⑤ 【 】 加給年金を受け取るためには、厚生年金保険の被保険者期間が10年以上あるなどの要件を満たさなくてはならない。
- ⑥ 【 】 特別支給の老齢厚生年金は、1961年4月1日以前生まれの男性や1966年4月1日以前生まれの女性が一定の要件を満たした場合に支給される。
- ⑦ 【 】 遺族基礎年金と中高齢寡婦加算は同時に受け取ることができる。
- ⑧ 【 】 国民年金の第1号被保険者と任意加入被保険者は、定額保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めることができる。
- ⑨ 【 】 国民年金の第1号被保険者は、個人型確定拠出年金（iDeCo）の掛金を最大で年額816,000円まで拠出することができる。
- ⑩ 【 】 個人型確定拠出年金（iDeCo）の老齢給付金は、通算加入者等期間が10年以上ある場合、60歳から受け取ることができる。

<計算問題>

①

以下の資料に基づき、Aさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額の計算式として、最も適切なものを答えて下さい。なお、老齢基礎年金の年金額は、2023年度価額に基づいて計算するものとします。

<Aさんに関する資料>

(1) Aさん(1968年10月13日生まれ・会社員)

・公的年金加入歴：下図のとおり(65歳までの見込みを含む)

20歳	22歳	28歳	65歳
国民年金 未加入期間 (34月)	国民年金 保険料納付期間 (72月)	厚生年金保険 被保険者期間 (434月)	

(a) $795,000 \text{円} \times 446 \text{月} / 480 \text{月}$ (b) $795,000 \text{円} \times 480 \text{月} / 480 \text{月}$ (c) $795,000 \text{円} \times 506 \text{月} / 480 \text{月}$

②

以下の資料に基づき、Aさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額の計算式として、最も適切なものを答えて下さい。なお、老齢基礎年金の年金額は、2023年度価額に基づいて計算するものとします。

<Aさんに関する資料>

(1) Aさん(1966年8月4日生まれ・自営業)

・公的年金加入歴：下図のとおり(60歳までの見込みを含む)

18歳	28歳	34歳	60歳
厚生年金保険 被保険者期間 (120月)	国民年金保険料 全額免除期間 (72月)	国民年金 保険料納付期間 (304月)	

1990年4月

(a) $795,000 \text{円} \times (408 \text{月} + 72 \text{月} \times 1/3) / 480 \text{月}$ (b) $795,000 \text{円} \times (408 \text{月} + 72 \text{月} \times 1/2) / 480 \text{月}$ (c) $795,000 \text{円} \times (424 \text{月} + 72 \text{月} \times 1/3) / 480 \text{月}$

③

以下の資料に基づき、Aさんが現時点において死亡した場合に妻Bさんに支給される遺族基礎年金の年金額（2023年度価額）の計算式として、最も適切なものを答えて下さい。なお、妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し生計維持関係にあるものとし、妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんは、Aさんと同一の世帯に属しているものとします。また、妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとし、記載されている内容以外の条件は考慮しないものとします。

<Aさんおよび妻Bさんに関する資料>

(1) Aさん（1968年10月13日生まれ・会社員）

・公的年金加入歴：下図のとおり

20歳	22歳	55歳
国民年金 未加入期間 (30月)	厚生年金保険 被保険者期間 (387月)	

(2) 妻Bさん（1964年11月11日生まれ・専業主婦）

・大学卒業後から28歳でAさんと結婚するまでは厚生年金保険に加入。結婚後は国民年金に第3号被保険者として加入している。

(3) 子Cさん（2004年7月30日生まれ・高校生）

(4) 子Dさん（2007年5月18日生まれ・中学生）

(a) $795,000 \text{円} + 228,700 \text{円} = 1,023,700 \text{円}$

(b) $795,000 \text{円} + 228,700 \text{円} + 76,200 \text{円} = 1,099,900 \text{円}$

(c) $795,000 \text{円} + 228,700 \text{円} + 228,700 \text{円} = 1,252,400 \text{円}$

「お金の寺子屋」確認テスト② 解答・解説

＜正誤問題＞

- ① 【 × 】 公的介護保険の被保険者は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者と、65歳以上の第1号被保険者に区分されます。
- ② 【 × 】 労災保険の被保険者は、パートタイマーや日雇い労働者を含む全ての労働者です。
- ③ 【 ○ 】 自己都合退職した人に支給される雇用保険の基本手当の支給日数は、90日以上150日以内です。
- ④ 【 × 】 会社員や公務員は、厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者でもあります。
- ⑤ 【 × 】 加給年金を受け取るためには、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上あるなどの要件を満たさなくてはなりません。
- ⑥ 【 ○ 】 特別支給の老齢厚生年金は、1961年4月1日以前生まれの男性や1966年4月1日以前生まれの女性が一定の要件を満たした場合に支給されます。
- ⑦ 【 × 】 遺族基礎年金と中高齢寡婦加算は同時に受け取ることができません。遺族基礎年金は子のある配偶者に支給され、中高齢寡婦加算は子のない妻に支給されます。
- ⑧ 【 ○ 】 国民年金の第1号被保険者と任意加入被保険者は、定額保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めることができます。
- ⑨ 【 ○ 】 国民年金の第1号被保険者は、個人型確定拠出年金（iDeCo）の掛金を最大で年額816,000円まで拠出することができます。
- ⑩ 【 ○ 】 個人型確定拠出年金（iDeCo）の老齢給付金は、通算加入者等期間が10年以上ある場合、60歳から受け取ることができます。

<計算問題>

①

答え：(a) $795,000 \text{円} \times 446 \text{月} / 480 \text{月}$

老齢基礎年金の額 = $795,000 \text{円} \times \text{保険料納付月数} / 480$ です。

保険料納付月数には、第1号被保険者として保険料を納付した期間の他に、厚生年金保険の被保険者であった期間なども含まれますが、20歳未満の厚生年金保険の被保険者期間や、60歳以降の厚生年金保険の被保険者期間は含みません。

よって、60歳から65歳までの60月は、老齢基礎年金の年金額の計算に反映されません。

ゆえに、年金額の計算に反映される期間は、 $72 \text{月} + 434 \text{月} - 60 \text{月} = 446 \text{月}$ となります。

②

答え：(a) $795,000 \text{円} \times (408 \text{月} + 72 \text{月} \times 1/3) / 480 \text{月}$

老齢基礎年金の額 = $795,000 \text{円} \times \text{保険料納付月数} / 480$ です。

保険料納付月数には、第1号被保険者として保険料を納付した期間の他に、厚生年金保険の被保険者であった期間なども含まれますが、20歳未満の厚生年金保険の被保険者期間や、60歳以降の厚生年金保険の被保険者期間は含みません。

資料に与えられているのは、18歳から60歳までの期間 $120 \text{月} + 72 \text{月} + 304 \text{月} = 496 \text{月}$ ですから、 $496 \text{月} - 480 \text{月} = 16 \text{月}$ が20歳未満であることと推定され、この期間は、老齢基礎年金の計算上、反映されません。

また、2009年3月以前の全額免除期間は、1月あたり $1/3 \text{月}$ と計算します。

ゆえに、年金額の計算に反映される期間は、 $(120 \text{月} - 16 \text{月} + 304 \text{月} + 72 \text{月} \times 1/3) \text{月}$ となります。

③

答え：(c) $795,000 \text{円} + 223,800 \text{円} + 223,800 \text{円} = 1,225,400 \text{円}$

遺族基礎年金の子の加算額は、第1子と第2子は、1人あたり $228,700 \text{円}$ 、第3子以降は1人あたり $76,200 \text{円}$ です。但し、18歳到達年度の末日を経過した子は、これに含みません。

よって、遺族基礎年金の計算上の子は、子Cさんと子Dさんの2人ですから、遺族基礎年金の額は、 $795,000 \text{円} + 228,700 \text{円} + 228,700 \text{円} = 1,252,400 \text{円}$ となります。